

熊本市自治基本条例の見直しについて

1 見直し根拠

【熊本市自治基本条例】

(条例の見直し)

第 39 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

2 見直しの方法

1) 自治基本条例見直し委員会

【熊本市附属機関設置条例】

第 3 条別表 8 の項 (熊本市自治基本条例見直し委員会)

熊本市自治基本条例 (平成 21 年条例第 37 号) の見直しについて必要な事項を協議する。

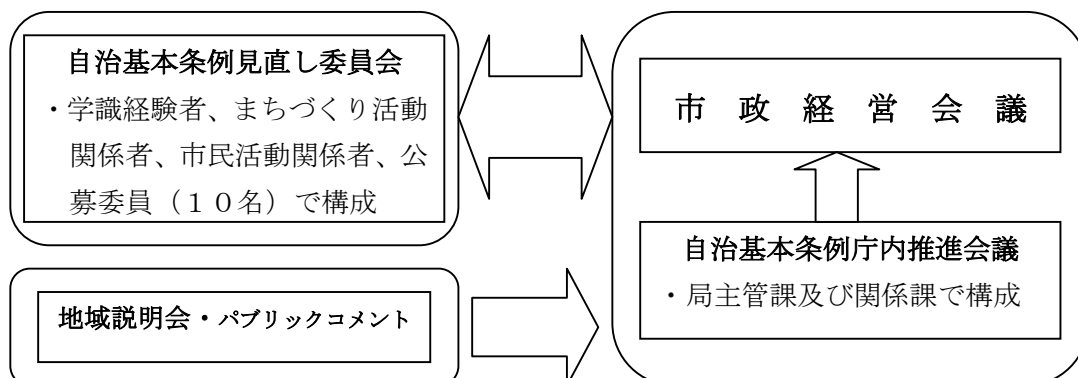
【委員会の役割】

- ①自治推進委員会の答申を踏まえて、条例の見直しを行う。
- ②条例施行後に制定又は取り扱いを整備された各種の条例や制度の現状を踏まえて、条例の見直しを行う。
- ③上記①②に基づき、条例の具体的な改正内容について検討を行い、改正条例の骨子を作成する。

2) その他の市民参画

地域説明会の開催や市政だより・ホームページによる広報活動などの情報提供とともに、パブリックコメントを実施する。

3) 見直し体制



3 見直しスケジュール

	議会	市民参画		庁内
H25. 12月		6 回 開 催 予 定 	見直し委員会① ※委員会の設置・委嘱	
H26. 1月			見直し委員会②	
2月			見直し委員会③	
3月				
4月			見直し委員会④ ※条例素案の骨子提言	
5月			検討委員会⑤ ※条例素案(案)説明	庁内推進会議 ※条例素案(案)検討 市政経営会議 ※条例素案(案)協議
6月	常任委員会説明 (条例素案(案)説明)			条例素案決定
7月			市政だより等の広報 地域説明会 パブリックコメント	
8月			検討委員会⑥ ※条例案説明	条例案決定
9月	条例案提案			